

工学院大学

工学部の教育研究上の目的に関する規則

(本規則設置の目的)

第1条 この規則は、工学院大学学則第1条に則り、工学部の学部・学科における人材養成等教育研究上の目的を定めるものである。

(工学部の教育研究上の目的)

第2条 本学部は、充実した教養教育により人間と社会と科学技術を多様な視点から捉える目を養い、さらに実践的かつ幅広い教育を通じて専門家としての科学と技術を身につけ、世界で活躍できる技術者を養成し、高度の研究を進めることとあわせて「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(工学部各学科の教育研究上の目的)

第3条 前条に定める工学部の教育研究上の目的を踏まえ、工学部各学科の教育研究上の目的を次のように定める。

① (工学部第1部機械工学科の教育研究上の目的)

本学科は、機械の原理やメカニズムのみならず機械の材料や製作法についての基礎知識を教授し、新しい機能の機械を効率的、高信頼性をもって設計・製作する独創力、総合力を養う。さらに、地球や人間社会の多面的な視野を養い、技術者倫理、コミュニケーション能力の向上を図り、実践力を有する技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

② (工学部第1部機械システム工学科の教育研究上の目的)

本学科は、機械工学を基本として、横断的科学技術分野を融合させた領域である機械システムの基礎知識を教授し、企画・設計・管理する能力と柔軟な発想能力を養う。また、地球や人間社会における多面的な視野を養い、技術者倫理、コミュニケーション能力の向上を図ることにより、創造的に活躍できる技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

③ (工学部第1部応用化学科の教育研究上の目的)

本学科は、より良い“暮らし”をつくり、また“いのち”を支えるための課題に化学の立場から積極的に取り組むことによって、応用化学、生命化学、および医薬・食品化学に関わる分野で広く活躍できる健全で幅広い視野、基礎学力、および実践力を備えた化学技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

④ (工学部第1部環境エネルギー化学科の教育研究上の目的)

本学科は、人類の豊かな生活を支える化学の立場から、実践的な1) 環境技術、2) エネルギー技術、および3) 材料技術を教授することを通して、環境問題やエネルギー問題に果敢に挑戦し解決できる実践的かつ独創的な技術者を養成し、もって「持続型社会をささえる科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

- ⑤ (工学部第1部電気システム工学科の教育研究上の目的)
本学科は、電気エネルギーに基軸を据えつつ、さらに最新の情報・通信関連のIT技術を応用する立場で自ら課題を発掘し、解決できる技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。
- ⑥ (工学部第1部情報通信工学科の教育研究上の目的)
本学科は、ハードウェアとソフトウェアに精通し、IT基礎技術や、運用技術の教育・研究など、情報システムおよび情報インフラを支えるIT技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。
- ⑦ (工学部第1部建築学科建築学コースの教育研究上の目的)
本コースは、人間への深い理解と高度な技術力から優れた建築物を創造できる実践力のある建築家や技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。
- ⑧ (工学部第1部建築学科環境建築コースの教育研究上の目的)
本コースは、環境という視点で、建築に必要な資源を効果的に活用し、高度な技術力により安全で快適な居住空間を創造できる優れた建築家や技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。
- ⑨ (工学部第1部建築都市デザイン学科の教育研究上の目的)
本学科は、建築や都市において人間活動に最適な空間をデザインし、人々の豊かな生活に貢献できる建築家や技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。
- ⑩ (工学部第2部情報通信メディア工学科の教育研究上の目的)
本学科は、「ソフトウェア」「通信」「メディア」の3分野の科目群で構成される科目を配置し、それぞれの分野で活躍できる技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。
- ⑪ (工学部第2部建築学科の教育研究上の目的)
本学科は、人間生活の最も根源的な要素の一つである「建築」を深く理解した実践力のある建築家や技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか本学部の教育研究に必要な事項は別に定める。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は教授総会の議を経て理事会で行う。

付 則

この規則は平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規則は平成21年4月1日から施行する(化学系学科改編に伴う変更)。

工学院大学

情報学部 of 教育研究上の目的に関する規則

(本規則設置の目的)

第1条 この規則は、工学院大学学則第1条に則り、情報学部の学部・学科における人材養成等教育研究上の目的を定めるものである。

(情報学部の教育研究上の目的)

第2条 本学部は、充実した教養教育により人間と社会と科学技術を多様な視点から捉える目を養い、さらに実践的かつ幅広い教育を通じて情報がリードする高度情報化社会の時代に、人間が安心して快適に生活していける社会を構築していくための情報技術者を養成し、高度の研究を進めることとあわせて「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(情報学部の各学科の教育研究上の目的)

第3条 前条に定める情報学部の教育研究上の目的を踏まえ、情報学部各学科の教育研究上の目的を次のように定める。

① (コンピュータ科学科の教育研究上の目的)

本学科は、コンピュータとネットワークにおいて大規模で複雑な情報を処理・加工する技術を習得し、情報の安全な利用を可能にする技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

② (情報デザイン学科の教育研究上の目的)

本学科は、人とコンピュータとの調和を保ち、豊かな感性と情報技術に基づく新たな情報化社会を創造できる技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか本学部の教育研究に必要な事項は別に定める。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は教授総会の議を経て理事会で行う。

付 則

この規則は平成20年4月1日から施行する。

工学院大学

グローバルエンジニアリング学部の教育研究上の目的に関する規則

(本規則設置の目的)

第1条 この規則は、工学院大学学則第1条に則り、グローバルエンジニアリング学部の学部・学科における人材養成等教育研究上の目的を定めるものである。

(グローバルエンジニアリング学部の教育研究上の目的)

第2条 本学部は、充実した教養教育により人間と社会と科学技術を多様な視点から捉える目を養い、さらに世界を舞台に活躍する将来を想定した実践的かつ幅広い教育により世界で通用するグローバルエンジニアを養成し、高度の研究を進めることとあわせて「持続型社会をささえる科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(機械創造工学科の教育研究上の目的)

第3条 本学科は、前条に定めるグローバルエンジニアリング学部の教育研究上の目的を踏まえ、グローバルエンジニア育成のための多様な工学分野にわたる問題を解決する幅広い基礎・先進工学知識を土台に、コミュニケーション力、国際理解力、創造力、マネジメント力などを養い、世界で通用するグローバルエンジニアを養成し、もって「持続型社会をささえる科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか本学部の教育研究に必要な事項は別に定める。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は教授総会の議を経て理事会で行う。

付 則

この規則は平成20年4月1日から施行する。